

「秋田県障害者芸術文化活動支援センター運営業務委託」 に係る企画提案競技審査要領

（目的）

第1条 この審査要領は、「秋田県障害者芸術文化活動支援センター運営業務委託」に係る企画提案競技実施要領に基づき、企画提案書等の内容について公正かつ適正に審査し、委託候補者を選定するため必要事項を定めるものである。

（設置）

第2条 秋田県障害者芸術文化活動支援センター運営業務委託に関する企画提案内容の審査及び委託候補者を選定するため、審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（組織及び委員の任期）

第3条 委員会は、次の者をもって構成する。

- （1） 障害福祉課長
- （2） 障害福祉課長が指名する者
- 2 委員会の委員長は障害福祉課長が務める。
- 3 第1項による委員は、障害福祉課長が委嘱する。

（会議）

第4条 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- 3 委員会の会議は、非公開とする。
- 4 委員長が認める場合、委員から指名を受けた者が委員の代理として委員会に出席し、審査することができる。

（審査の実施方法）

第5条 審査は、企画提案書等による書類審査とプレゼンテーション審査により実施する。

- 2 審査は、別表の評価表（審査基準）に基づき、1～5については評価項目の内容について5段階評価し、係数を乗じた評価点とし、6、7については評価項目それぞれについて評価を行い、評価点を付ける。
- 3 審査は総合的に評価し、委員の協議により選出された第1位順位者を契約候補者とする。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

- 2 事務局は障害福祉課に置く。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

◎秋田県障害者芸術文化活動支援センター 審査基準（配点）

評価項目	評価の視点	配点	係数	評価点
1. 事業目的の理解と企画方針	全体を通して、委託の趣旨、求められる成果を的確に理解し、本県の実情に沿ったコンセプトとなっているか	5	2	10
2. 事業計画、企画内容	相談窓口の確実な対応体制が整えられているか	5	2	10
	支援者の育成や相互のネットワーク形成を図る工夫がなされているか	5	2	10
	芸術福祉展は中心市街地での開催を想定し、目的や実施方法が適切か	5	3	15
	ウェブサイトやリーフレット等を通じて効果的な広報や情報発信が提案されているか	5	2	10
	関係機関や専門家による協議会の設置に当たり、適切な委員構成が提案され、関係機関との連携が見込まれるか	5	2	10
3. 実施体制、遂行能力	事業を確実に実施するために必要な人員体制、組織の専門性、同種業務の実績、ノウハウを有しているか	5	2	10
4. 経費の妥当性	積算単価や経費が妥当なもので、提案内容と整合性がとれた計画となっているか	5	1	5
5. 独自の工夫	応募団体の持つ強みを活かした独自の工夫や、県の推進する施策への配慮があるか	5	2	10
6. 「女性の活躍推進」に関する取組	一般事業主行動計画の策定・届出 (従業員数 100 人以下の企業に限る)	0.25	最大 0.5	5
	・女活法 ・次世代法	0.25		
	えるぼしチャレンジ企業認定 ※1	1	最大 3	
	法令に基づく認定 女活法 ※2	1.5		
	えるぼし プラチナえるぼし	2		
	次世代法 ※2 くるみん プラチナくるみん	1.5 2		
	ユースエール	0.5	0.5	
秋田県知事表彰の受賞 女性の活躍推進企業表彰 子ども・子育て支援知事表彰 男女共同参画社会づくり表彰	0.5 0.5 0.5	最大 1		
7. 「賃金水準の向上」に関する取組の加点点	給与等受給者一人当たりの平均給与額	1.5%以上	5	5
	※3	2.0%以上		
		3.0%以上		

採点基準	特に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
5段階評価	5点	4点	3点	2点	1点

- ※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

- ※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）
次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）
若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

- ※3 所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」又は税理士又は公認会計士等の第三者による「賃上げ実績を確認できる書類（任意様式）」により比較する。